

令和4年4月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和4年4月25日（月）午後2時32分

場所：本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和4年4月25日（月）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 7 番	吉 川 誠
3 番	井 出 茂 康	1 8 番	櫻 井 一 雄
4 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 時 男
5 番	小 林 正 幸	2 0 番	佐 川 俊 夫
6 番	飯 田 芳 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	上 田 洋 子	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵 美 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 原 豊	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	山 口 貞 雄	2 5 番	福 岡 則 夫
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

8 番	加 藤 義 一	1 6 番	北 村 利 夫
-----	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	大 西 裕 輝
上級主査	永 田 誠				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 農地造成工事届出について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 8 | 報告第 1 号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 10 | 報告第 2 号 | 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 日程第 12 | 報告第 3 号 | 令和 3 年度農業委員会業務報告について |
| 日程第 13 | 報告第 4 号 | 令和 4 年度農林関係予算について |
| 日程第 14 | 報告第 5 号 | 令和 4 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について |

開会 午後2時32分

事務局（村山勝彦事務局長） 皆様こんにちは。お待たせいたしました。定刻を少し過ぎましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数23名でございます。

開会に先立ちまして、少しお時間をいただきまして、事務局より御報告をさせていただきます。

この4月1日付の人事異動に伴いまして、嶋田事務局長の後任といたしまして、私、村山が着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

もう一名、神崎補佐の後任に永田上級主査がまいりましたので、よろしく願いいたします。

今年度におきましても、職員一丸となりまして取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

今月から令和4年度ということでございます。ただいま職員の紹介がございましたように、嶋田局長から村山局長に代わりました。今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

先月の総会の中で、農業委員会の最適化活動の推進についての報告がございました。今月の神奈川県常設会議の中でも、いろいろと報告がございましたが、神奈川県の各地域の農業委員会の足並みはまだまだそろっていませんし、理解度もまだ浸透していないような感じでございます。

農水省は、農業委員会の活動の透明性とか、あるいは内容の把握などを、規制改革推進会議から問いただされたときの資料として準備しているように思われます。

先月の総会の中でもお話がありましたけれども、藤沢市では農業委員、推進委員の方の日頃の活動をメモしていただいたり、あるいは事務局に直接電話をしていただくなど、農地の状況ですとか、あるいは転用の状況などを知らせていただきたいと思っておりますので、その辺もよろしくお願いを申し上げます。

また、今月の常設会議の中で、農地の利用最適化の推進に関する意見で、前にもちょっと申し上げましたが、農地には第1種、第2種、第3種の農地がございますけれども、第1種農地であると、なかなか開発ができない、これが現状でございます。しかし、開発業者が、例えば水道や下水管あるいはガス管等を自費で入れて、そして、また500m以内に医療施設をつくったりして、第1種から第3種へ変えてしまうということが、厚木や海老名では多発しているようでございます。

そういう状況から、皆様方も、あちらのほうを通ったときに、多分見られると思いますが、物流倉庫ですとか、いろいろな大きな施設がたくさんできております。これも、開発業者がつくってしまっているというふうな感じでございますので、この辺も、もう少し規制をしていただきたいということで、今月の常設会議の中で、黒岩神奈川県知事に陳情をしておきました。

これは、その後の結果は、また皆様方にお知らせをしたいと思えます。

それでは、ただいまから4月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これから会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、18番の櫻井一雄委員と19番、宮治時男委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、いずれも52a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷の2筆の農地となっております。地目、いずれも畑。地積、合計718㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、耕作面積、いずれも30a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の農地、3筆。地目、いずれも田現況畑。地積、合計2,918㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、102a。耕作面積、68a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野の農地3筆。地目、いずれも田。地積、合計921㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

2番、三上委員。

日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、54a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田の農地、4筆。地目、いずれも田。地積、合計854㎡。内容、一時転用許可。使用貸借権設定。田から畑への造成工事。期間が、許可日から11月30日まで。農用地区域除外日、平成15年2月24日。農地種別、第2種農地となります。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、1a。耕作者、同左人。当該農地、地番、長後の農地、1筆。地目、畑。地積、183㎡。内容、使用貸借権設定。自己住宅、ほかに宅地を含む。農用地区域除外日、当初より。農地種別が、第2種農地となります。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、3a。耕作者、同左人。当該農地、地番、高倉の農地、1筆。地目、畑。地積、326㎡。内容、使用貸借権設定。資材置場、ほかに雑種地を含む。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別が、第2種農地となります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、櫻井委員。

18番（櫻井一雄委員） 資料は7ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」より東に約300mの農地になります。

22番、澤野委員。

22番（澤野孝行委員） 資料は14ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、境川にかかる「境川橋」の南側に約200mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は造園業を営んでおり、今までは、資材を各現場及び昭和63年2月25日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けた本申請地の南側隣接地に置いておりましたが、事業規模拡大に伴い、全ての資材を常置する資材置場を確保するため、適地を探しておりました。

当該地は、現資材置場に隣接しており、各現場へのアクセスもよく、希望エリアに合致するため、転用の上、敷地の拡張を行うものです。

申請地は、北側が水路、東側が山林、南側が、現在使用している資材置場、西側が宅地になっており、南側の現資材置場と一体で利用し、出入口は現資材置場の南側を利用します。

出入口を除き、南側と東側の敷地境界に地上高約40cmになるようにコンクリートブロック2段を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

西側の宅地との境界には、既設のコンクリートブロックとフェンスがあり、北側の水路との間には、既設のコンクリートブロックがありますので、これを利用し、被害防除とします。

なお、北側の水路とは高低差がありますので、転落防止用のフェンスを設置します。

敷地内は転圧し、砂利敷きとし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第2号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります

日程第3、議案第3号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、亀井野の農地、2筆。地目、いずれも畑。地積、合計1,417㎡。内容、畑の改良。工事期間、通知日から令和4年10月25日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおり。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

23番、平川委員。

23番（平川勝昌委員） 資料は16ページをお開きください。

本件の申請地は、市道立石・湘南台線にある「亀井野三丁目」交差点から北東に約200mの土地になります。

申請地は、隣接道路や周辺の土地と比べて若干低く、雨水の流入があり水はけが悪いことから、盛土を行い、雨水の流入を防ぐとともに、黒土と赤土を混ぜた土への入れ替えの造成工事を行うものです。

工事の概要といたしましては、90cm土を掘削し、搬出した後、高さ1m分の土の搬入を行い、既存の高さから10cm程度高くなるよう造成を行うも

き、藤沢市に対し事業計画書の提出があったため、同法第4条第3項の規定に基づき、市長から意見を求められたものです。

権利の設定を受ける借主は、善行で65aを耕作する方の新規借受分で、資料は20ページからとなります。

当該地では、ハーブ等を作付けしていくとのことでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） これは、生産緑地のいろいろな制度が変わっている中で初の案件で、こういうふうに出てくるのが初めてではないかと思ったので、何となくスラッと「異議なし」で通ってしまう形でいいのか、こういう場合は、農業委員である誰かが見に行くとか、そういうこともなく、ただ、手続きという形でよいのでしょうかというのが1点です。

あと、計画書を提出すること、これが、これの主立ったものだと思いますけれども、この計画書の中にあるものだけでは、内容についてわからないので、教えてほしいと思います。

あと、計画書の22ページの7番に「地域との役割分担の状況」というのがありますよね。この計画書が出ているということは、これを――6番のように「周辺地域との関係」として、「特に影響はなし」というのはいいのですが、7番を白紙で出すというのは、「地域との関わり」という意味で、もう少し何か考えがあれば書いてほしいような、自分の地域ではありませんけれども、地域の農業者の方としては、もう少し何か、と思われるのではないかという気がします。

こういうものの審査みたいなことは、どこでするんですか。

すみません、余り要領を得ていませんけれども。

議長（齋藤義治委員） それでは、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」ということで、新しい事案でございますので、その辺から説明をしていただきたいと思います。

と思いますが、よろしく申し上げます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」ですけれども、この法律は3年ほど前に施行されまして、それまでは、生産緑地を貸し付けるという、農地法3条しかなかったということで、あと、農地を貸し付けると、主たる従事者が耕作人のほうに移ってしまう、土地の所有者は主たる従事者から外れてしまうということで、万一土地の所有者が亡くなったりしたときに、主たる従事者証明が出せない、ついては、生産緑地を解除することができなくなるということで、生産緑地を貸し出すことが難しかったのですが、この法律ができたことによりまして、貸し付けた耕作者の1割以上、引き続き土地の所有者が除草とかで関わっていれば主たる従事者証明を出せるということになりまして、土地の所有者が亡くなったときにも、その時点で生産緑地を解除したければ解除することができるようになったということで、生産緑地を貸し出しやすくなっております。

これについては、事業計画を市長に提出をして、市長がこちらを認定するという形になりますけれども、その前段として農業委員会に諮るという形で今回、意見を求められております。

農業委員会としましては、出てきた認定申請書、こちらが周辺農地に影響がないような形なのかということを確認して、承認あるいは非承認をすることになっております。

それで、7番の「地域との役割分担の状況」については、すみません、今確認いたしますので、お待ちください。――すみません、確認のお時間をいただきたいので、今までのところで、何かございますでしょうか。今、私が御説明したところで、何か御質問があればと思いますけれども。

議長（齋藤義治委員） 今の説明の中で、質問はありますか。

西山委員。

13番（西山弘行委員） この件について、貸借をしている両名は、理解をしているのでしょうか。

事務局（草柳真治主幹）　こちらについては、説明をして理解していただいていると
思っております。

13番（西山弘行委員）　わかりました。

議長（齋藤義治委員）　それでは、井上委員。

1番（井上哲夫委員）　関連していますけれども、この主たる従事者の方の後継者とい
うか、息子さんがいますけれども、その息子さんが、これを継ぐということ
もできるわけですね。これは、今度は第三者の人が借りるということだけ
ども……

13番（西山弘行委員）　これは長女です。娘です。

1番（井上哲夫委員）　お孫さんじゃないかな。お孫さんらしいんだよね。

13番（西山弘行委員）　そうですね。

1番（井上哲夫委員）　そうすると、お孫さんであると問題はなくて、間を飛び越え
てお孫さんが借りることも、当然できると思うんだけど、その前の、要す
るに主たる従事者の後継者というか長男が継がなくて、まあ実際には農業をや
っているはずですが、継いでいないということになってしまいますけれども、
いろいろな事情があると思いますが、その辺は、どのような説明が、何か
説明があったんですか。

事務局（草柳真治主幹）　今お話があったように、借りる方は土地の所有者の方のお
孫さんという形ですけれども、そのお孫さんが、正式にこちらを借りる形でや
りたいという申し出があって、お孫さん自身から、この制度を使ってやりたい
というような相談がありまして、この申請に至った経過になります。

お父さん、土地の所有者からすると息子さんがいらっしゃるということもあ
りますけれども、相続関係がどうなるかというのは、これはまた別の問題とい
うことになりますので、これが出ているから息子さんが相続できなくなるとか、
そういったことは一切ないです。

1番（井上哲夫委員）　ないとは思いますが、いずれにしてもないとは思いますが
けれども、息子さんが耕作者としているにも関わらず携わらないということは、
別段関係ないわけですかね。

事務局（草柳真治主幹） 息子さんが今回は関わらないで、お孫さんと土地の所有者の間で、ここの土地を貸借していくという計画になっております。

1 番（井上哲夫委員） それでいいということですね。

事務局（草柳真治主幹） そうです。

議長（齋藤義治委員） ここで、ちょっと不思議だなと思うのは、例えばおばあさんが土地を持っていて、息子さんが農業をやる。そして代々続いていくんですけども、今回は、おばあさんの土地をお孫さんが借りて農業を始めるというのですが、こういう書類が出たのは初めてです。普通だったら、もうそろそろうちの孫も、ということで自然にやっけていきますけれども、今回、このように書類が出たということが、どういう意味なのか、ちょっと疑問ではあります。

普通の家庭でしたら、息子なり孫なりが始めれば、自然に何の手続きもしないで始めていくんですが、農協の組合あたりで変更があるのかもしれないけれども、それ以外、役所にこういう書類を出すというのは、何かあるのかなという感じはするんですけども。

1 3 番（西山弘行委員） 普通なら、農業従事者として載るぐらいの程度で終わりますよね。

2 4 番（神崎享子委員） 農業従事者が4人となっていますけれども、これは、Aさんの従事者ですか。

事務局（草柳真治主幹） これは、土地の所有者を含めて一体の世帯ということです。

2 4 番（神崎享子委員） Aさんも含めて、皆さんで。

事務局（草柳真治主幹） はい。土地の所有者も耕作者も同じ世帯としてカウントしていますので、従事者は4人ということになっています。

2 4 番（神崎享子委員） だから、出す必要があるのかどうか、わからないですね。

5 番（小林正幸委員） 同居はしていませんよね。

2 4 番（神崎享子委員） 同居はしていませんね。

5 番（小林正幸委員） 完全に苗字が違うからね。同居人ならわかるんだけどね。

1 0 番（吉原 豊委員） 今の話は、相続の話だから、ここで相続の話を云々言ってもしょうがないんじゃないの。ここで注目しなければいけないのは……

議長（齋藤義治委員） 相続の話はしていませんよ、事業の承継の話をしています。

10番（吉原 豊委員） それはそうだけれども、それよりも、要は、この人は農業資格者、資格があるんですかという話ですよ。前は、農業資格者としての資格がないとだめだったですよ。

議長（齋藤義治委員） その辺はどうですか。

事務局（草柳真治主幹） もともと農地台帳に載っている方でありました。なおかつ今回、農業水産課で就農の面接会、就農計画についても提出をされて、それについては認定をもらった、つまりは就農資格があるということで認定をもらったということで、確認はしております。

10番（吉原 豊委員） それならいいんじゃないの。そこだけだと思うよ。

（発言：錯綜）

事務局（草柳真治主幹） 先ほどの7番のところ为空欄という話ですけれども、確かにおっしゃるとおり、こういったところは書いていただいたほうがよろしかったのかなというところです。ただ、地域との関わりについては、先ほどから申し上げているとおり、いわゆる農家さんの中の一人として考えておりますので、そこら辺は親御さん、あとおばあさんも含めて地域と関わっていただける方ではないかということは感じているところです。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

24番（神崎享子委員） 私、7番のところに関してだけ意見を申し述べます。

「地域との役割分担」というか、地域への関わり方ということで、新規就農者として、親世代、おばあちゃん世代だけでなく、自分も関わってほしいという意味で、農業委員会としては、7番も積極的に関わってくださいという意見を添えるというのはいかがでしょうか。

議長（齋藤義治委員） はい。

この書類自体は、この収受印を見ると、ことし4月7日に農業水産課に出ているんですよ。農業水産課も、これはもうちょっとチェックをして、未記入の部分は、今、神崎さんが言われたように、何か地域との関係もあるんだったら、

ちゃんと書かなければいけない。この辺の未記入の部分があったら、これは、本来は受け付けてはまずいのではないかと思いますけれどもね。

これは、農業水産課ですから、農業委員会の問題ではなくて、農業水産課がこういう書類を受けたということですから……。

1 番（井上哲夫委員） それと、売上げが全然記載されていない。これは、やはりお役所として、農業水産課として、こういうものを許可するということはちょっと、と思いますけれどもね。いずれにしても農業としての収支はなければいけないのではないか、数字が入っていないというのは、ちょっと不備ではないかという気はしますけれどもね。

議長（齋藤義治委員） 2 3 ページは、ほとんど何も書いていないですよ。

事務局（草柳真治主幹） 2 3 ページにつきましては、9 番のところ、農地所有適格法人の場合に記入するところなので、これについては、空欄が多いのはやむを得ないのかなというふうには思っております。

議長（齋藤義治委員） そうでしたね。

事務局（草柳真治主幹） ただ、書かなければいけないところについては、ちゃんと記入するように、今後、農業水産課に意見として述べさせていただきたいと思えます。

1 番（井上哲夫委員） 売上げもそうですよね。これでいいんですか。

議長（齋藤義治委員） 個人の場合はいいいんですかね。

事務局（草柳真治主幹） 売上げは、個人については、特に書くところはないのですが……

3 番（井出茂康委員） 新規就農だったら、売上げはないですよ。

議長（齋藤義治委員） 予想額とか……。

3 番（井出茂康委員） これは、1 年前とか3 年前とかだから……。

1 番（井上哲夫委員） ただ、新規就農にしても、一般のやつは載っているからね。

3 番（井出茂康委員） あれは、自分のこれからの見込みで書くけれども、これは、あくまでも実績になっているから、2 年目、3 年目の見込みは書いてもらいたいような……。

議長（齋藤義治委員） この人は、まだ始めていないですよ。

3 番（井出茂康委員） だから、売上げがないですよ。書きようがない。

1 番（井上哲夫委員） 現時点では売上げはないと思うけれども、ただ、主たる従事者の売上げがあるからということで、それはそれで認められるということであればいいと思いますがね。

事務局（草柳真治主幹） そのあたりも、この様式には入っていないのですが、別に就農計画を出させるとか、そういったところは、今後農業水産課と調整をしていきたいと思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

そのほかに何かございませんか。

1 番（井上哲夫委員） こういう例は、市街地とか都市近郊には出てくると思うんですよ。生産緑地が認定されて、それを維持していくためには、そういう方策も必要かもしれないけれども、簡単にそれができるといって自体が——簡単かどうかわからないけれども、この書類を見てみると簡単ですよ。

議長（齋藤義治委員） 福岡委員どうぞ。

2 5 番（福岡則夫委員） 2 点お聞きしたいのですが、農業水産課で収受をしたということは、受け付けたということは、認めたということになるのかならないのかということと、農業委員会に議案として出てきているということでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） そうです。農業水産課で受け付けただけで、まだ認定はしていない状況です。それで、市長から農業委員会に、こういう申請書が出たけれども、どうでしょうかということで、意見を求められたというのが、今の状態です。農業委員会が承認をする、あるいは非承認ということで意見をした後に、農業水産課、市長が認定の可否を判断するという流れになっております。

2 5 番（福岡則夫委員） 今、井上委員、神崎委員から出た御意見を付けて、農業水産課へ返すということも可能ということですか。

事務局（草柳真治主幹） そうですね。

2 5 番（福岡則夫委員） 農業委員会の意見も出されたので、できればそういった方向で農業水産課にお戻しするというか、していただけたらと思います。

議長（齋藤義治委員） この案件は、前段があるんですよ。というのは、農業次世代の人材投資資金というのがあって、それが準備型と開始型ということは、皆さん聞いたことがあると思いますが、準備型を受けているんです。

それで、これは、本当は親元就農ですと、この準備型というのは受けられなくて、前々から神崎委員が、農家の後継者にも何かきちんと出すべきだということをおっしゃっていましたが、そのときの条件として、親とは別の作物や、あるいは土地などをきちんと別にしないと、その資金は出ないということですが、今回は、たまたまおばあさんが持っている土地、温室の中で、今まで花をやっていたらしいのですが、ハーブをやるということで出したら、神奈川県で通ったわけです。

それで、今回は、藤沢市も知らなかったのですが、準備型の申込みは神奈川県ですから、神奈川県政総合センターで受けていて、それで、その後、今度は開始型の段階になって面談をしたら、これが出てきたんです。今まで、農家の後継者は、何度やっても準備型というのは全然受けられなかったんですね。それで、今まで受けた人は誰もいないんです。今回、これを受けたので、その後の後始末の関係で、こういうふうな形が出てきたのではないかというふうな感じは受けています。

ですから、神奈川県はどのような対応をするのかわからないのですが、また、逆に皆様方の後継者の中で、例えば農業大学校に行きながら、これから農家を継ごうというふうなことがあったら、この準備型を、ぜひとも相談したほうがいいと思います。

農業水産課に行って、要するにうちの孫がこれから農業をやりたいんだと、おやじはトマトをやっていたけれども、私はキュウリをやりたいということで別のものをやるというのであれば、1年150万、2年間で300万、国から補助金が出ますから、そういうことも、ぜひともやっていただきたいと思っていますので、その辺も、ちょっとしたことでもいいですから、農業水産課にどんどん言っていただいて、新規就農者だけではなくて農家後継者、親元後継者でも、いろいろな資金を使えるようにしていきたいと思っていますので、よろしく

お願いします。

神崎委員。

24番(神崎享子委員) 今、説明をいただいた農業後継者のための資金というのは、私は、それをずっとお願いしてきた人間なので、このように使えたというのはとてもうれしいことだと思います。

それを、もっとみんなが使えるようになるように農業水産課としても応援してほしいという意味も込めて発言させていただきますけれども、立石に応援してあげたい人がいて、お父さんが亡くなってしまって、資金が、やはりつらいものがあるので、そういう人のために使えるようにするにはどうしたらいいのか、いろいろ勉強をして、農業委員、推進委員として、手助けというか、教えてあげられることがあるといいなと思っています。

以上です。

議長(齋藤義治委員) 他に何かございませんか。

草柳主幹。

事務局(草柳真治主幹) 先ほど営農計画、売上など、そういったものを出させたらどうかという御意見がありまして、それについては、今後農業委員会と農業水産課で協議していきたいと思っておりますけれども、もともと生産緑地を貸し出しやすくするというのが、この制度の趣旨なので、そこまで果たして求められるかどうかというところは、今後検討していかなければいけないのかなと思います。要は、それが出てこないと承認をすることはできないよというところまで言えるのかどうかは、確認しないといけないので、とりあえずこの場では、一応そういう意見をすることによって御承認いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(齋藤義治委員) はい。

それでは、他にないようでございますので、採決をいたします。

議案第6号について、いろいろな意見を付しながら承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第6号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

なお、本議案、番号17につきましては、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

〔対象委員 退席〕

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号17について、事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第7、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、番号17を説明させていただきます。

番号17は、所有農地の隣地を取得し、農地の集団化を図り、効率的に経営することから、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は、31ページをお開きください。

当該地については、天神スポーツ広場から北に約100mの農地が1筆になります。

地区協におきまして、申請者と面談いたしました。

所有権設定を受ける者は、天神町を中心に82aを耕作する方で、当該地では、ネギ等を作付けしていく予定となっております。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 17 について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 7 号、番号 17 について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 7 号、番号 17 について承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

〔退室委員 入室〕

議長（齋藤義治委員） 続きまして、番号 20 を審議いたします。

番号 20 についても、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

〔対象委員 退席〕

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号 20 について、事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 続きまして、番号 20 を説明させていただきます。

番号 20 は、西俣野を中心に 264 a を耕作する委員世帯の新規借受分で、当該地では、苗木や水稻を栽培していく予定となっております。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 20 について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第7号、番号20について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第7号、番号20について承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

〔退室委員 入室〕

議長（齋藤義治委員） 続きまして、番号1から番号16、番号18、番号19及び番号21から番号23について、事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 続きまして、番号1から番号16、番号18、番号19及び番号21から番号23について説明します。

番号1は、葛原と宮原で40aを耕作する法人の新規借受分で、当該地ではショウガを栽培する予定となっております。

番号2から番号4、番号6及び番号12は、用田を中心に536aを耕作する方の更新借受分及び新規借受分で、新規で借りる土地では、水稻を栽培する予定となっております。

番号5は、用田を中心に374aを耕作する方の更新借受分です。本件は、先月更新の予定でしたが、申請が遅れたため、新規案件として記載しております。

番号7は、葛原を中心に928aを耕作する方の更新借受分です。

番号8は、打戻を中心に225aを耕作する方の更新借受分です。

番号9は、打戻を中心に54aを耕作する方の新規借受分です。

番号10及び番号11は、認定農業者である法人から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は25ページをお開きください。

当該地については、遠藤・宮原線にある「遠藤西の谷」交差点から南西に約100mの農地が4筆と、大庭・瀬郷線にある「打戻根下」交差点から北に約

200mの農地が4筆になります。

地区協におきまして、法人の代表者と面談いたしました。

所有権移転を受ける者は、打戻を中心に469aを耕作する認定農業者である法人で、当該地では花苗及び水稲を作付けしていく予定となっております。

番号13は、宮原で139aを耕作する方の更新借受分です。

番号14は、藤沢市において、新たに農業経営を開始する法人の新規借受分で、資料は28ページからとなります。

当該地では、ジャガイモ等を栽培し、経営していくとのことです。

4月の御所見・遠藤の地区協議会におきまして、法人代表者と面談し、就農計画等について確認しております。

番号15及び番号16は、亀井野で44aを耕作する法人の更新借受分です。

番号18は、石川と葛原で262aを耕作する方の更新借受分です。

番号19は、西俣野を中心に136aを耕作する方の更新借受分です。

番号21は、大庭で21aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではキャベツ等を作付けする予定となっております。

番号22及び番号23は、稲荷を中心に198aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

訂正をさせていただきます。先ほど番号7について、葛原を中心に「928a」と申し上げましたが、「298a」を耕作する方の更新借受分に訂正させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号16、番号18、番号19及び番号21から番号23について、意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —

―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第7号、番号1から番号16、番号18、番号19及び番号21から番号23について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第7号、番号1から番号16、番号18、番号19及び番号21から番号23について、承認することに決定をいたします。
次に移ります。

日程第8、報告第1号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第8、報告第1号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1は、別の方に貸し付けるため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の新たな貸付けについては、日程第9、議案第8号の「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」に上程されております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第1号を終了いたします。

次に移ります。

日程第9、議案第8号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程 9、議案第 8 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号 1 は、3 月 17 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は 33 ページからとなります。

当該地では、ズッキーニ等を栽培し、経営していくとのことことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 2 から番号 3 及び番号 5 から番号 6 も、3 月 17 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は、36 ページからとなります。

当該地では、ナス等を栽培し、経営していくとのことことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきましては、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 4 も、3 月 17 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は、40 ページからとなります。

当該地では、コマツナ等を栽培し、経営していくとのことことです。

御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 7 から番号 9 も、3 月 17 日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は、43 ページからとなります。

(休 憩)

議長（齋藤義治委員） それでは、再開をいたします。

日程第13、報告第4号「令和4年度農林関係予算について」及び日程第14、報告第5号「令和4年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」を一括して上程し、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 本件につきましては、市農業水産課の職員とともに御説明をさせていただきます。

説明の前に農業水産課から職員の紹介をお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） お世話になっております。

農業水産課長の及川と申します。よろしくをお願いいたします。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 同じく丸山と申します。よろしくをお願いいたします。

農業水産課（竹中丈博課長補佐） 同じく竹中と申します。よろしくをお願いいたします。

農業水産課（鈴木 孝明課長補佐） 同じく鈴木と申します。よろしくをお願いいたします。

事務局（草柳真治主幹） ありがとうございました。

それでは、まず事務局から説明をさせていただきます。議案書の51ページです。

「令和4年度農林関係予算について」です。「農業委員会費の内訳」としまして載せてあります。

「農業委員会関係費」につきましては、委員さんの報酬とか、そういったものがありまして、令和3年度と同額の1,224万1,000円が計上されております。

続きまして、「農業委員会事務費」につきましては、令和3年度から393万3,000円が減額となりまして1,793万円となっております。

こちらの減額の主な要因としましては、令和3年度に計上しておりました農地台帳システムの改修費用が要らなくなったことに伴うものでございます。

続きまして、農業水産課からお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） それでは、私から、農業水産課が所管しております令和4年度予算について、御説明をさせていただきます。

議案書の52ページ、「令和4年度予算の概況（抜粋）」と書かれているページの隣、53ページになりますが、こちらは、前年度との予算の対比表となっております。下段に合計がありますけれども、令和4年度の農業費につきましては、2億1,432万9,000円となっております、これは、前年度と比較しますと、582万1,000円の増となっております。

それでは、主な事業について御説明をさせていただきます。54ページを御覧ください。

「地産地消推進事業費」は、藤沢産農水産物等の市内流通・利用促進を図り、健康で豊かな市民生活の実現を図るものでございます。前年度と比較して115万2,000円の減となっておりますが、これは、昨年度計画改定のために協議会委員の報酬と印刷・製本費が例年よりも多かったことと、「おいしい藤沢産」ホームページの再構築に係る委託料がかかったことから、今年度は、その分が減額となっております。

「地産地消推進計画」につきましては、今年度から第5期計画がスタートいたしました。第5期計画で重点的に取り組む施策といたしましては、藤沢市ブランドの創出、藤沢産農産物等の学校・保育園給食供給強化、地産地消の普及啓発、食育施策等との連携強化の3つとなっております。

2の「地産地消講座」につきましては、さがみ地粉の会に御協力いただいている大豆の講座や、エダマメやトウモロコシ、リンゴなど、旬の食材を収穫していただく講座を開催しており、毎回多くの市民の方から御応募いただいているところでございます。

3の「おいしい藤沢産」情報発信事業では、ホームページやフェイスブックを活用して、藤沢産の農産物の情報や地産地消イベント、講座等の情報発信を行っております。昨年度は、ホームページのリニューアルや、新たにユーチューブチャンネル「おいしい藤沢産」TVを開設し、本市、農水産業のPRの充実を図っているところでございます。

55ページに移りまして、「水田保全事業費」につきましては、環境に配慮した水稲耕作に取り組む水田耕作者に対し、1㎡当たり50円、10a当たり5万円以内の奨励金を交付するものでございます。昨年度は、118名の方が申請をされております。

今年度につきましても、4月19日に、湘南大庭と御所見、21日に湘南台と長後のセンターで出張受付を開催いたしました。これまで103名の方から申請をいただいているところでございます。

こちらの申請の受付が28日までとなっておりますので、もし周りで申請されていない方がいらっしゃいましたら、農業水産課まで御連絡いただくようお願いいただければと思います。

また、遊休化した水田の解消や、発生抑制に寄与する農業機械を導入する農作業受託組織に対し、農業用機械導入支援事業を実施してまいります。

56ページを御覧ください。こちらは「担い手育成支援事業費」になりますが、前年度と比較して、934万6,000円の減となっておりますが、これは、国庫補助事業の次世代人材投資事業の制度変更によるもので、予算要求のときに、国、県の要綱等がまだ示されていなかったため、詳細が示された際に補正予算で対応することになるため、当初予算が減額となったものでございます。

拡充事業として、今年度から新たに「技術習得支援事業」を実施してまいります。この事業につきましては、農業後継者や新規参入者が営農を継続していくために必要な農業技術等の習得に必要な研修費等の一部を助成するものでございます。

申請できる方は、藤沢市内で営農する、就農おおむね10年目までの農業者

で、50歳未満の方となります。対象といたしましては、2022年4月1日から2023年2月28日までの間に開催される研修及び講習を受けるために必要な経費で、受講料、テキスト代や、受講料に宿泊費が含まれている場合の宿泊費、公共交通機関を利用した際の交通費が対象となります。補助率は2分の1以内で、お一人の上限額が3万円以内となっております。

今年度の予算額につきましては60万円となっておりますので、全員が上限の3万円を活用した場合には、20人分の予算ということになります。

詳細につきましては、農業水産課のホームページに記載しておりますので、積極的に御活用いただければと思います。

57ページに移りまして、「担い手育成支援事業」の事業概要といたしましては、藤友会に委託している景観形成事業、援農ボランティア養成講座の開催に係る経費の支出や、新規就農者に対する支援として国が実施する農業人材力強化総合支援事業に基づき、補助金を交付するものでございます。

こちらを計上しているのは、継続者のみということでございます。

58ページに移りまして、「産地競争力強化事業費」につきましては、今年度は3つの事業を実施いたします。

1の「防虫農薬導入事業」は、ハウス部から要望のあったベネビアODの導入、2の「LED防虫灯導入事業」は、花き温室部から要望のあったモスバリアの導入、3の「防虫粒剤導入事業」は、植木生産組合から要望のあったダイリーグ粒剤の導入に対し、助成をするものでございます。

下段の、「野菜生産出荷対策事業費」につきましては、市内生産者が農協共販出荷及び市内市場へ出荷をする際の出荷用ダンボール等の出荷資材の購入に対する助成を行うものでございます。

59ページに移りまして、「湘南野菜生産育成事業費」につきましては、市内卸売市場への出荷を推進するため、市場出荷用レンタルコンテナ利用料に対する助成を行っております。本事業の対象につきましては、湘南野菜出荷推進協議会に所属している市内生産者が直接市内市場に出荷した場合と、市内生産者がJAを通して市内市場に出荷した場合となっております。

下段の、「学校給食用農水産物生産出荷対策費」は、市内産の大豆等を学校給食に提供する際に、生産者団体が行う配達等に要する経費を負担するものでございます。

60ページに移りまして、「畜産振興対策事業費」は、畜産経営における防疫体制の強化と衛生環境の向上、家畜伝染病予防の検査や投薬、注射、病害虫防除資材の購入、肉質・乳質に優れた家畜の繁殖及び後継となる乳牛の生産に対して助成を行うものです。

61ページに移りまして、「畜産経営環境整備事業費」は、畜産経営に必要なとなる畜舎や設備機器、家畜排せつ物処理施設等の改修・更新を行う畜産農家に対して助成を行うものでございます。

前年度と比較して、約1,000万円の減となっておりますが、今年度は、3の「畜産経営環境整備事業」の対象となる事業の要望が少なかったことが、事業費減の要因となっております。

62ページに移りまして、「農業用水路等改修事業費」は、水田への安定した用水を確保し農業生産の維持を図るため、水利組合等が実施している取水堰等の補修及び用水路の改修に対し助成を行うものでございます。

前年度と比較して550万6,000円の増額となっております。

63ページに移りまして、「農業基盤整備事業費」につきましては、農作業の機械化を進め農業生産の向上を図るため、通行困難となった農道や老朽化の著しい用水路の改修整備を行うものでございます。

前年度と比較して、1,886万9,000円の増となっております。

以上駆け足になりましたが、「令和4年度農林関係予算の概況」と、「新規事業」について、御説明をさせていただきました。

今年度も、本市農業の発展のため、農業委員会の皆様と連携して取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。

引き続き、日程第14、報告第5号「令和4年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」、御説明をさせていただきます。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 1の「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、（1）の「水田の保全に対する支援・助成について」。

①の回答につきましては、作業効率をよくするために区画を大きくすることは、生産コストの削減や収量の増大など、効果的な手法であると考えますが、耕地整理を実施するに当たりましては、都道府県知事の認可による農業者の組織設立を行い進めることとなりますので、農業者の事務負担が伴います。

さらに、農業者の事業経費負担も避けられませんので、今後の水田経営を踏まえ、慎重に検討しなければならないこととなりますが、地域で耕地整理事業を望む声があるのであれば、国の補助金活用などを図った上で、実施に向けた検討をしてみたいと考えております。

事務局（竹中丈博課長補佐） ②の水田保全事業につきましては、令和4年度予算は、令和3年度予算と同額となっております。今後につきましても、水田を維持していくには、水田保全事業は必要なものと捉えておりますので、環境部と事業の継続について調整してみたいと考えております。

③につきましては、機会を捉え、JAに働きかけをするとともに、稲作部会において、本市水田に対する支援策等について検討するとともに、担い手となる後継者、新規参入者が定着する施策を研究してみたいと考えております。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 続きまして、（2）の「農道や水路等の整備について」の①の回答につきましては、多面的な機能を有する水田の保全に当たり、農業用水路施設の機能確保が重要であり、その施設について、老朽化が進んでいることにより、改修が必要であり、農業者の方々の機能確保への御負担が多くなっていることを認識しています。

市では、地域資源の保全活動や、施設の長寿命化のための補修や更新に対して交付金が出る多面的機能支払交付金の提案を水利組合などにさせていただいており、負担軽減につながるものとして実施しております。

今後につきましては、さがみ農協稲作部会などと本市の農地保全の方向性を協議しながら、地元負担について検討してみたいと考えております。

続きまして、②の回答につきましては、一般車両との事故防止や農作業への

支障が出ている道路につきましては、水利組合などと調整の上、看板による周知や注意喚起を検討してまいります。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐）　続きまして、（３）の「人・農地プランの実行について【一部新規】」についてですが、本市のような都市農業地域では、実現が難しいことから、工程がおくれているところですが、「六会・長後地区」、「御所見・遠藤地区」については、令和３年度中にアンケートの過半を回収することができましたので、今後、地図落とし・地域での話し合いを進めてまいります。「大庭・稲荷地区」につきましても、引き続き、実質化に向けた取り組みを進めてまいります。

続いて、２の「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、（１）の「遊休農地の発生防止について」ですが、引き続き機会を捉え国、県に対して働きかけを行ってまいります。

続きまして、（２）の「遊休農地解消における支援について【一部新規】」ですが、令和４年度は、昨年度から４０a分ふやし、１ha分５０万円の予算措置をしております。

今後も関係機関と連携した周知を行い、本事業の利用拡大を図るとともに、利用しやすい環境づくりの構築に取り組んでまいります。

６６ページにお移りください。

３の「新規参入の促進のための施策」、（１）の「後継者や新規参入者への支援について【継続】」ですが、①引き続き、さがみ農協藤沢市青少年藤友会、新規就農者から御意見等を伺ってまいります。

新規就農者を対象にしたアンケート結果をもとに、今年度市内で営農する５０歳未満の就農おおむね１０年目までの農業後継者や新規就農者を対象とした農業技術等の習得に係る補助事業として、新たに予算措置をしております。

また、農業用施設や機械の更新費用の助成につきましては、農業後継者支援事業として、１６９万９，０００円の予算措置をしております。

続きまして、②引き続き、地区協議会やＪＡさがみ藤沢地区運営委員会など、機会を捉えて制度説明を行うとともに、ホームページを活用した周知を行って

まいります。

農業水産課(竹中丈博課長補佐) 4の「その他地域農業の維持・発展のための施策」、

(1)の「地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について【継続】」。

6次産業化を含めた藤沢産農畜産物の一層の消費拡大を図るため、次の取り組みを推進すること。

①藤沢市地産地消推進計画において、「藤沢産農水産物等の学校・保育園給食供給強化」を重点的に取り組む施策に位置づけ、取り組みを進めているところで、藤沢産農水産物が給食に使用されております。

また、小学校には各学校に栄養士が配置されておりますので、『給食だより』や栄養の授業を通じて、藤沢産の農水産物への理解を深めていただくよう取り組みを進めております。

今年度も、引き続き関係機関と連携し、より多くの藤沢産農畜産物を給食で使用し、藤沢産農畜産物への理解が深まるよう取り組みを進めていくとともに、必要な支援について検討してまいります。

地産地消のイベントにつきましては、令和3年度については、コロナ禍の中で各種イベントや講座が中止となってしまいましたが、イベント等を開催する際には、『広報ふじさわ』、ホームページ、フェイスブックなどを活用して周知を行っているところでございます。また、レディオ湘南、横浜ウォーカー、地域の情報誌などの各種媒体にも働きかけを行いまして周知を行っております。

また、藤沢市の地産地消をPRするYouTubeチャンネルの開設を行っているところでございます。

②の、藤沢産農畜産物の重要性については、機会を捉え、情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、花きについては、新型コロナウイルスの大きな影響を受けておりますので、令和3年度は、本庁舎に展示を行うとともに、公共施設等で藤沢産の花きを使用していただくよう働きかけを行いました。

今後におきましても、コロナ禍における影響を把握しつつ、支援策について検討してまいりたいと思っております。

(2)の「農業経営への支援について」、①部会や出荷組合等で共同利用する堆肥舎の設置につきましては、団体からの要望があれば検討してまいります。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 続いて、②援農ボランティアにつきましては、引き続きホームページや『広報ふじさわ』を活用し、広く周知を行うとともに、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーであるチームFUJISAWA 2020を活用するなど、関係機関と連携し、人材確保を図ってまいります。

農業水産課（竹中丈博課長補佐） ③の、直売所等へ出荷する農業者に対する支援としましては、現在、「藤沢産」ロゴマークシールの無償配布を行っております。引き続き、団体からの要望があれば、支援策について検討してまいります。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 続きまして、(3)の「有害鳥獣対策に係る支援について【継続】」ですが、令和4年度は、昨年度と同様、30匹分の予算措置をしております。カラス等の鳥獣に対する防除策については、かながわ鳥獣被害対策支援センターを通じて支援を行っております。

また、ジャンボタニシにつきましては、JAさがみ藤沢市稲作部会と協議の上、駆除に対する支援を検討してまいります。

続きまして、(4)の「農業・農地の有益性に関する啓発について【継続】」ですが、農地の多面的な機能や、農地があることの重要性について、市民に理解していただけるよう、ホームページ等を活用するとともに、令和4年3月に改定しました「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」のQRコードを、農業水産課が実施する各種講座等のチラシに載せるなど、市民の皆様を知っていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、農地への不法投棄や有害鳥獣等への対応につきましては、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 続きまして、(5)の「浸水対策について【継続】」の回答につきましては、河川改修事業を早期に実施し、神奈川県を整備目標を達成することについて、これまで神奈川県に対し要望しており、早期発現に向け、引き続き神奈川県に対して要望してまいります。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 続きまして、(6)の「農業残渣等の廃棄に係る

支援について【継続】」ですが、農業残渣につきましては、JAさがみ藤沢市ハウス部と協議する中で、ハウス部でアンケート調査を実施していただき、各農家で処理することになったと伺っております。

また、剪定枝の処分につきましては、無煙炭化器の導入など、第2次藤沢市都市農業振興基本計画の基本方針にも位置づけられておりますので、環境に配慮した取り組みに関する御要望があれば、市としても必要な支援策を検討してまいります。

続きまして、(7)の「台風や雹(ひょう)害等、自然災害による農産物等の被害対策について【修正】」ですが、収入保険制度の周知につきましては、JAの各部会等へ神奈川県農業共済組合が実施しているところです。

市といたしましても、これまでJAの運営委員会や農業委員会総会等で御説明をさせていただきましたが、引き続き、より広く周知徹底するよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

続きまして、(8)「大規模災害発生時における支援について【継続】」ですが、施設の復旧や撤去等については、国の支援事業に県及び市が上乗せをして、生産者の費用負担を減らすよう支援体制を構築しております。引き続き営農継続が図られるよう、被災状況により必要な支援等を検討してまいります。

続きまして、(9)の「中小規模経営体の支援について【一部新規】」ですが、第2次藤沢市都市農業振興基本計画におきましても、藤沢市の農業の将来像として「守り・育み・次世代につなぐ、魅力ある都市農業」を掲げております。将来に向けて営農が継続されるよう、引き続き必要な支援策を検討してまいります。

農業水産課からの説明は以上となります。

議長(齋藤義治委員) 事務局及び農業水産課の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

せっかくの機会ですからぜひ、何かございませんか。

井出委員。

3番(井出茂康委員) ちょっと突っ込んだお話になってしまうかもしれないのです

が、湘南野菜レンタルコンテナ推進事業という形の中で、私も今少し参加させていただいていますが、出荷コンテナが、今市場になくなっているという状況がありまして、これについて、どのような対応をしていただけるのかなと。

農業水産課（及川 聡課長） 市場でなくなっているという……。

3 番（井出茂康委員） サンコウで内部分裂があったみたいで、コンテナが出回っていないんですよ。それが、市場ではなかなか対応ができていないみたいなので、という話をちょっと聞いたのですが。

農業水産課（及川 聡課長） レンタルコンテナの支援につきましては、別にサンコウコンテナだけを限定しているものではございませんので、例えばイフコだとか、そういった事業者のものを市場側で使うということであれば、同じように支援をさせていただきたいと思っています。

ただ、予算要求をされる際に、サンコウコンテナの見積もりで予算を要求されておりますので、もしその内容に変更があるようでしたら、早急に市場からなのか、JAからなのか、使う方から御連絡をいただかないと対応できないと思いますので、その辺につきましては、御連絡いただければ対応できるように検討してまいりたいと思います。

3 番（井出茂康委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

西山委員。

1 3 番（西山弘行委員） この援農ボランティアの養成講座の開催というのは、どういうふうになっているんですかね。

農業水産課（及川 聡課長） 援農ボランティアの養成講座につきましては、開講式を5月に予定しておりまして、協力農家として手を挙げていただいている六会を中心とした農家の皆様、それと、御所見方面は有機農家の方が中心に受け入れをしていただいているのですが、講座をやっていただく先生には、前期で2回、後期で2回の講座をしていただきまして、その後、その協力農家の皆様のところを3か所程度回っていただいて、それぞれ援農の技術を覚えていただくとい

う講座をやっております。

その講座が終わって修了したところで、翌年度から援農ボランティアとして希望者は登録していただいて、希望する農家に手伝いに行っていただくというようなシステムになっております。

13番（西山弘行委員） なるほど。私は、その制度を知らなかったのですが、勉強不足でした。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

井上委員。

1番（井上哲夫委員） 58ページに、ダンボールの補助金というか、その中に農協共販農家及び湘南野菜出荷推進協議会の会員だけみたいなことが書いてありますが、これは、こういうところに関係していなければ補助金というのとはつかないのでしょうか。

というのは、私は花き農家ですけれども、近年、ダンボールを使うのは、金額的にかなりウエートが上がってきているような気がするんですが、ただ、この頃の資材高で、できるだけ減らすようにという指示はするんだけど、やはり産地間の競争ではないですが、そのPRということは、ここにありますが、「藤沢産」ということで、我々も東京か、あるいはもっと地方の名古屋あたりにも出すんだけど、花きのほうにはあまり目を向けてくれないというか、そういうところが昔からあるような気がします、その辺を聞かせてください。

農業水産課（及川 聡課長） こういったものを個々に支出するというのは難しいところがございまして、例えば花き温室部で取りまとめてということであれば、検討させていただければと思います。

ただ、これは野菜生産出荷対策としてやっているのですが、こういったいわゆるランニングコストに対する補助というのは、新たに始めるのもなかなか難しいですし、今やっているこういったランニングコストに係る補助事業というのは、補助金の見直しに当たっては、今後、削減の対象となる可能性がありますので、できればこういったランニングコスト支援ではなくて、いわゆるイニシャルコスト設備の導入とか、そういったときにかかるコストに対しての支援

というのに力を入れてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、団体からの要望ということで上げていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1 番（井上哲夫委員） はい。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

福岡委員。

2 5 番（福岡則夫委員） 5 6 ページの「担い手育成支援事業費」の中で、最初のところ、「施策を必要とする背景」の中で、「令和元年度に実施した新規就農者向けアンケート」と書いてありますけれども、このアンケートというのは、初めてのものなのか、何回か継続してやっているものなのか、教えていただきたいと思います。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） アンケートにつきましては、毎年新規就農者を対象に実施しているものになります。

以上です。

2 5 番（福岡則夫委員） それなら大変結構ですが、できればこういった変化というものも記載していただけたらありがたいと思います。

その続きで、2 点目ですけれども、「目標額に達していない」とか「栽培技術の不足」を課題に感じているという方が 6 割、7 割ということですが、これは、最初の目標の設定の仕方が悪いのだから、技術が悪いのだからというところが、もしわかるのであれば教えてもらいたいと思いますけれども。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 新規就農者につきましては、5 年後の農業所得の目標としまして 2 5 0 万円を設定しております。こちらの目標額に達していないということで、御回答をいただいているものになります。

以上です。

2 5 番（福岡則夫委員） これは、計画どおりというのは、最初の営農計画の計画数字ではないんですか。

農業水産課（鈴木孝明課長補佐） 目標所得計画を最初に立てていただきますけれども、そこで 5 年後の農業所得の目標としまして「2 5 0 万円以上」の所得を計

画の中に盛り込ませていただいておりますので、こちらの目標に達していないこと、ということになります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

吉川委員。

17番（吉川 誠委員） せっかくの機会なので御質問させていただきます。

68ページ、「農業残渣等の廃棄に係る支援について」ということで、ハウス部会等で野焼きに絡む部分の話ですね。ハウス部会のほうの残渣については、野焼きの対象としては、ちょっと違うのかなというような思いもあります。ただ、その中で、アンケート調査を実施した結果、各農家で処理することとなったと伺っておりますという話を書いてあります。

それでまた、剪定枝の処理について、無煙炭化器の導入、これは、無煙炭化器と申しますと、何か魔法の器械ができたのかなと思ってしまうような言葉が並んでいますが、現実には、第2次藤沢市都市農業振興基本計画の基本方針に位置づけられているということでございますので、もし、その無煙炭化器について、何か簡単な、こんなものだよというふうな位置づけ、今の現状を伺っておきたいと思ひまして質問しました。

農業水産課（及川 聡課長） 無煙炭化器につきましては、今、山梨県で導入がかなり進んでおまして、特にフルーツ山梨農協では、部会を挙げて無煙炭化器で剪定枝の処分をしているということです。

つくりとしては、すり鉢状になったステンレスみたいなやつですけれども、そこで剪定枝を燃やすと、対流することによって一気に燃えて、二酸化炭素を放出せずに炭化する、炭になるということで、その炭になった状態のものを畑に戻すことで0.4%のCO²を貯留することにつながるということで、二酸化炭素排出量の削減にも結びつくというようなものでございます。

ですので、我々としては、無煙炭化器を導入していただきたいと思ひ、昨年、果樹部等にもお話をしたのですが、要望として上がってこなかったということで、1回の処理量が少ない、その炭化器の大きさにもよりますけれども、

少ないということもあって、面倒くさがってなかなか導入したがないというところもありますので、もし、植木生産組合等で導入を検討していただけるようであれば、令和5年度予算の要望に出していただけると、検討できるかなと思っております。

以上です。

17番（吉川 誠委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

最近、肥料だとか材料費が非常に上がっていますが、農産物は、その値上がり分を商品に転嫁できないんですよね。そこで、農産物で転嫁できるとしたら、やはりブランド化しかないと思うんですが、例えば「藤沢産」ですとか「湘南産」だとか、そういうブランド化を進めていくような対策というか考え方は、藤沢市ではないですかね。

農業水産課（及川 聡課長） 地産地消推進計画の中で「藤沢ブランドの創出」というのは位置づけております。ただ、ブランド化するといっても、それが農家の所得向上につながらなければいけないので、そこにどう結びつけていくか、ただ「藤沢ブランドです」と言ったところで、農家の所得向上に結びついていなければ、何もならないということなので、その辺を、何とか所得向上に結びつけられるようなブランド化というのを、今年度から第5期計画が始まりますので、協議会の中で検討していきたいと考えております。

まずは、神奈川ブランドへの登録というのも考えておまして、神奈川ブランドに登録したからといって単価が上がるというものではないのですが、最近、少しずつ神奈川ブランドの農産物についても認知度が上がってきておりますので、藤沢の農産物で他市に比べて非常に品質のいいもので、収量的にも上がっているものが登録されていないという現状もあるので、まずは手始めにできる場所としては、神奈川ブランドへの登録、さらには、少人数でも構いませんので、今までなかなかつくってこなかったような作物、例えば茅ヶ崎で言えばトルコナスのようなものをやっておりますので、そういった新たな産品を藤沢の方でどなたかやっていただければ、そこは農協と連携しながら支援をしてい

きたいと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） その中でも、特に「鎌倉野菜」と言われて、非常に高く、それでも取り引きがかなりあるんですが、あれはどういうことからできたんですかね。

農業水産課（及川 聡課長） 鎌倉野菜というのは、厳密に、例えばこの肥料を使わなければいけないだとか、こういった作物で認定を受けなければいけないとかというような基準があるわけではないと認識しております、いわゆる「鎌倉でできた野菜」という位置づけなので、これはシティプロモーションの部分ということになるとは思いますけれども、やはり「鎌倉市」というイメージがいいので、野菜も、西洋野菜を中心におしゃれだというような感じで高く売られているようだけれども、ただ、品質的にも収量でも農産物的には藤沢のほうが優れていると思っていますので、その辺は、我々もPRしていきたいと思っていますし、藤沢の、例えば飲食店等に使っていただくことで、藤沢の農産物が鎌倉野菜には負けていないということは、市民にはわかっていただけだと思いますけれども、外に向けてもアピールできるような体制をとっていきたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） やはりメディア、広告だとか媒体だとか、そういうところをもう少しうまく使ったほうかいいいんじゃないですかね。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） 私、何年か前に地産地消委員会に関わっております、地産地消委員会の方が一生懸命やってくださっているのはよくわかっているんですけれども、67ページの、「直売所へ出荷する農業者に対する支援といたしまして、「藤沢産」ロゴマークシールの無償配布を行っております。」と書いてありますね。

皆さんも御覧になったことがあると思いますが、ブタさんのマークのアレですけれども、それと、前にあった湘南ふじさわ産のシールを比べると、湘南ふじさわ産のシールは、確かに高かったかもしれないのですが、すごくインパクト

トがあって、江の島を象徴するような絵がついていたりとか、なかなかインパクトがありました。ただ、高いというのが難点で、ああいう多色刷りではないのも何点かあったと思いますが、ブタさんのマークの場合、かわいらしいんですが、ちょっといまいち——ごめんなさい。

[シール：提示]

QRコードが入っていますね。また、もう少し江の島をアレするとか、何か考えてほしい。

あと、江ノ電の方が、うちの直売所に来て、江ノ電でもタイアップして何かしたいとおっしゃっていたので、江ノ電とか小田急とかも、そういう専門的な方ともタイアップして……

議長（齋藤義治委員） それと、藤沢の有名人ですね、頼むのは。

農業水産課（及川 聡課長） そのロゴマークシールをつくるに当たっては、プロポーザルで幾つか候補を挙げていただいた中で、委員が選んでいますので、一応皆様の御意見を伺って、その結果、そのシールになったということです。

24番（神崎享子委員） ふじキュンでしたか、頭が江の島のとんがった絵で、あれはすごくかわいくて、インパクトが強くて、あのシールを貼って出したいと思ったぐらいですけれども、御検討ください。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

吉原委員。

10番（吉原 豊委員） 2つですが、今、ロゴマークが新しくなったというのは初めて知りましたね。

それで、要は、前のやつは高いからという話だけれども、前のやつだって、まだ使っているんだよね。いけないの。

24番（神崎享子委員） 新しくなったというか、QRコードがついたということです。

10番（吉原 豊委員） QRコードなんていいよ。売れ行きに関係ないからね。どうですか。

農業水産課（及川 聡課長） 前のシールは、恐らく在庫はないと思いますけれども。

10番（吉原 豊委員）　そうですね。僕は、ほかのところで使っているんだけど、ほかのところで、ほかの品物で使っているんだけど、シールを全体的に個人でつくるわけですが、その中に入れ込んでいるんだけど、やはり灯台の絵とか、江の島の絵がいいんだよな。藤沢産というのを売らないと、どこで何をつくっているのかということがわからない。

だから、そういうのでシールを買うのは大変だから、シールをその中に埋め込んでいるんだけどね。それが一つです。

もう一つは、ブランド化だけでも、僕は米の話ですが、今「はるみ」が藤沢、茅ヶ崎、平塚で生まれて出ているんだけど、ああいうのを「湘南はるみ」というので、行政で、もう少し地区のPRを兼ねて「はるみ」というのをやったらどうですかね。

消費者の話だと、米はうまいから高くても買うんだよと言っています。だから、そこら辺でPRの仕方が、逆に言えば、いまいちかなと思うんだけどね。

そこら辺、考えてくださいよ。お願いしますよ。

農業水産課（及川 聡課長）　「はるみ」につきましては、主に小学校、中学校の給食で流通をさせていただいておりますので、小学校の『給食だより』ですとか、あと、小学校向けのユーチューブの画像を、動画をつくりまして、西山委員にも協力していただきましたけれども、そういったものでPRをさせていただいているところでございます。

PRの仕方が下手くそだと言われれば、そのとおりのかなと思っていますので、なるべく皆さんの目に届くように、これからもPRは継続してまいりたいと考えております。

10番（吉原 豊委員）　はい。お願いします。

24番（神崎享子委員）　今もおっしゃったんですけれども、前のシールをコピーして使ってもいいんですか。

農業水産課（及川 聡課長）　前のシールの著作権というか、商標登録をしていたのですが、その商標の期限は切れておりますので、使っていただいても問題ないと思

います。

24番（神崎享子委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） まだまだいろいろあろうかと思いますが、この辺で終了したいと思います。

それでは、報告第4号及び報告第5号を終了いたします。

農業水産課の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ここでお引き取りください。

農業水産課 どうもありがとうございました。

〔農業水産課 退室〕

議長（齋藤義治委員） 以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から、3点ほど説明をさせていただきます。

お手元にお配りしました、横長の「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」（案）でございます。

こちらにつきましては、2月の総会で、各委員さんに、県に対する意見（案）を募集したところでございますけれども、そちらを取りまとめたものでございます。

（1）の「基本農政の確立・推進について」の上2つ、「県内産農産物のPRを図ること。」、それと「農業関連予算の増額を図ること。」、こちらについては、継続の案件になっております。

その下の、「農林水産省からの通知について、早期に発出されるよう国へ要望するとともに、各市町で理解の差が出ないように、県が主体的に説明会を開催する等、周知の徹底を図ること。」

こちらは、ごめんなさい、「継続」とありますが、これは「新規」の間違いです。新規で上げさせていただこうと思っています。

こちらは――

農業委員会の最適化活動の推進やタブレットの配布等、最近、実施直前に通知が発出されることが多いため、準備期間を考慮した通知発出国へ要望するもの。また、詳細が示されていない点多々あるため、県が積極的に情報提供をし、市町村の不安を払拭する必要がある。

ということで、理由を掲げさせていただきました。

めくっていただいて、(2)の「農地の保全と有効利用対策について」です。

こちらも、上2つ、「先進高度な農地の有効活用について、農業委員等が関与できるような話し合いの場を設定すること。」

その下の「神奈川県が管理する2級河川について、河川敷の草刈り等の回数を増やすとともに、ボランティアが草刈りを行った場合に発生した産業廃棄物処理については、その場で焼却処分を認めるなど、処分方法を検討すること。」

こちらの2つについては、継続の案件になっております。

続きまして、「局地的な自然災害についても、被災後の支援策を検討すること。」

こちらは新規の案件になっておりまして――

近年、突風や竜巻による局地的被害が多発しており、自然災害による再建にかかる被害が多めで、営農継続が危ぶまれています。国が補助対象とする大規模災害のみではなく、局地的な災害も補助を要望するものを理由として挙げさせていただきました。

続きまして、「農地法違反に対する罰則の強化と周知徹底を図ること。」

こちらも新規の案件になっておりまして――

違反転用を減少させ、農地を保全するため、現行の農地法違反について罰金を増額する等、罰則規定を強化するとともに、農業者や業者に周知徹底を図る等、予防策を検討すること。また、農地転用の許可基準等についても、農業者に広く周知を図ること。

を理由に挙げさせていただいております。

(3)の「担い手・経営対策について」、こちらも全て継続の案件です。

「生産者の負担軽減のため、生産者が直売所等の運営者に支払う売買手数料に対する支援の検討をすること。」

「農業後継者や若手農業者に対する、施設・農機具修繕費用の補助を検討すること。」

「野菜残渣や剪定枝等農業で発生する廃棄物の処理について、農家を支援する方策の検討をすること。」

「都市農業の振興に向けて、県とJAのさらなる連携強化を図り、市町村とJAの連携に反映させること。」

こちらを継続の案件として挙げております。

最後に、(5)の「鳥獣被害対策」として、「鳥獣被害による農業収入の減を防ぐため、カラスやハクビシン等捕獲への支援体制を確立するとともに、県として個体数を管理する等の計画作成を検討すること。」

委員さんから提出していただいた意見を、文面等を一部修正させていただきましたけれども、案として取りまとめました。

こちらについて、修正等がありましたら、この場で御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

5番(小林正幸委員) (3)の次は(5)ではなくて(4)ではないですか。

事務局(草柳真治主幹) そうです。失礼しました。(4)の「鳥獣被害対策」と修正させていただきます。

議長(齋藤義治委員) 落合委員。

15番(落合喜治委員) (2)の「農地法違反に対する罰則の強化と周知徹底を図ること。」についてですが、業者に対して、施工業者、工事業に対して罰則を適用するということは難しいのでしょうか。

事務局(草柳真治主幹) 今でも転用者が業者であったりした場合には、違反対象者ということにはなりません。ただ、あくまで依頼を受けて工事をしているというだけだと、そういったところまでは派生しない可能性がありますので、一応

そちらを含めて「周知徹底を図る」、「予防策を検討すること」、ということを含めさせていただいたところです。

15番（落合喜治委員） 業者にも、何らかの罰則を科したほうが効果はあると思うんですが、まあ難しいとは思いますが。

事務局（草柳真治主幹） そうですね。そちらについては、「業者に周知徹底を図るなど予防策を検討すること。」とさせていただいたところですが、「対象者を施工業者に拡充するなど」のような文面を修正として加えさせていただくような形でよろしいでしょうか。

15番（落合喜治委員） わかりました。ありがとうございます。

事務局（草柳真治主幹） 修正点等は、以上でよろしいでしょうか。

（意見等：なし）

事務局（草柳真治主幹） それでは、今お話がありましたところを修正させていただいて、神奈川県に提出させていただきたいと思います。

続いて、2点目ですが、今度は縦長で、「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見の提案について」ということで、同じようなことですが、今度は市長に対する意見になります。

先ほど農業水産課から、昨年提出された意見に対する回答をいただきましたけれども、今度は、来年度に向けて、市長に対する意見を提出していきます。予定としましては、7月に市長に対して意見を提出するというスケジュールになっていますけれども、まずは、委員さん方に、こういった要望を上げてほしいというような御意見を募集したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2枚目に、一応様式を用意しましたが、これに書かなくても御自身の書式で書いていただいても結構です。提出期限を来月の5月25日、総会の日までということにさせていただきましたので、提出方法としましては、ファックス等ということになっておりますけれども、来月の地区協あるいは総会で直接手渡ししていただいても結構ですので、積極的な御意見をお願いしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、それでは、以上をもちまして4月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後5時7分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)